

総社市告示第6号

総社市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱（平成21年総社市告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関の住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた住宅にあっては、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）に適合していることを証するものに限る。）の写し。ただし、品確法第6条の2第5項に規定する確認書及び同項に規定する住</u></p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）</u></p> <p>(2) <u>品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関の住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた住宅にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計された住宅に係る住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）に適合していることを証するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）の写し（前号の適合証を添付しない場合に限る。）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>宅性能評価書並びにこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付しない場合に限る。</u></p> <p>(2) <u>品確法第44条に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。</u></p> <p>(3) <u>住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、<u>認証型式住宅部分等製造者認証書</u>の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。</u></p> <p>(4) <u>長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、<u>品確法第59条第1項</u>に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）。</u>ただし、<u>確認書等を添付しない場合に限る。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>（認定申請の添付不要図書）</p> <p>第3条 省令第2条第3項の規定に基づき、市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。</p>	<p>(3) <u>品確法第44条に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し</u></p> <p>(4) <u>住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、<u>型式住宅部分等製造者認証書</u>の写し</u></p> <p>(5) <u>長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、<u>品確法第61条</u>に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>（認定申請の添付不要図書）</p> <p>第3条 省令第2条第3項の規定に基づき、市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、<u>認証型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの</u>にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、<u>認証型式住宅部分等製造者認証書</u>において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの (居住環境の維持及び向上への配慮等に関する基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>法第6条第1項第4号に規定する「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」を判断するための基準として、次の区域内においては認定しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域</u></p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>(3) <u>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u></p> <p>(4) <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(5) <u>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第7条第1項に規定する津波災害特別警戒区域</u></p> <p>(6) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、<u>型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの</u>にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、<u>型式住宅部分等製造者認証書</u>において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの (居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(事前審査)</p> <p>第5条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、登録住宅性能評価機関に<u>長期優良住宅建築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定める適合証は、法第6条第1項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。</u></p> <p>(1) <u>法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐蝕、腐朽及び摩損の防止）</u></p>

改正後	改正前
<p>(取下げ届) <u>第5条 略</u> (取りやめ届) <u>第6条 略</u> (完了の報告等) <u>第7条 略</u> <u>2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全、記録の作成及び保存が適切に行われているかを確認するために実施する抽出調査に関し、報告を求められた計画の認定を受けた者は、認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>3 略</u> (認定しない旨の通知) <u>第8条 略</u></p>	<p><u>(2) 法第2条第4項第1号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)</u> <u>(3) 法第2条第4項第2号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)</u> <u>(4) 法第2条第4項第3号関係 (維持保全を容易にするための措置)</u> <u>(5) 法第2条第4項第4号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)</u> <u>(6) 法第2条第4項第4号関係 (エネルギーの使用の効率性)</u> <u>(7) 法第6条第1項第2号関係 (住宅の規模)</u> <u>(8) 法第6条第1項第3号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)</u> <u>(9) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)</u> <u>(10) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係 (資金計画)</u> <u>3 申請者は、市長に申請書を提出する前に受けた登録住宅性能評価機関による住宅性能評価 (設計された住宅に係るものに限る。) により当該登録住宅性能評価機関から交付を受けた設計住宅性能評価書の写しを第1項の適合証に代えて長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請に使用することができる。</u> <u>4 前項に定める設計住宅性能評価書は、法第6条第1項に定める認定基準について、一戸建ての住宅の場合は第2項第1号から第3号まで及び第6号、共同住宅等の場合は同項第1号から第6号までの認定基準に適合することを証したものであること。</u> (取下げ届) <u>第6条 略</u> (取りやめ届) <u>第7条 略</u> (完了の報告等) <u>第8条 略</u> <u>2 略</u> (認定しない旨の通知) <u>第9条 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(承認しない旨の通知)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(改善命令)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>法第13条の規定による改善命令</u>を行うときは、改善命令書により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(承認しない旨の通知)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(改善命令)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>法第13条第1項及び第2項の改善命令</u>を行うときは、改善命令書により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>

附 則

この告示は、令和4年2月20日から施行する。